平成２５年（フ）第７３１号
愛知県瀬戸市水無瀬町45番地の４、従前の住所名古屋市守山区瀬古東１丁目1020番地　プレストンズ101号
債務者　ゲームランドリプレイこと　徳武　勝也
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　幸正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７号
埼玉県草加市新栄町1000番地新栄町団地３―10―402
債務者　福地　貴志
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江藤　朝樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
埼玉県加須市花崎３丁目20番地２　ユイ・ガーデン２号
債務者　鹿毛　充宏
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東谷　良子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
埼玉県加須市花崎３丁目20番地２　ユイ・ガーデン２号
債務者　鹿毛　彰子
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東谷　良子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市二葉２丁目９番11号
債務者　平石　利大
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤塚　泰弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第７号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目17番９号　野中方
債務者　野中　　弘
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平山泰士郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
山口県熊毛郡田布施町大字宿井2365番地７
債務者　河田　善孝
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中坪　　清
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７８０号
札幌市豊平区月寒西１条３丁目１番36号
債務者　本林富美子
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３８号
北海道北広島市南町３丁目10番地７
債務者　丹保　　雅
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６号
千葉県東金市東金1308番地６　アメニティセブン207、申立時の住所千葉県東金市油井151番地60
債務者　長谷川アルマリザこと　ハセガワ　アルマリザ　バトンバカル
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５９３号
神奈川県厚木市金田496番地５
債務者　須田ヒロミこと　ＡＬＩＣＩＡ　ＨＩＲＯＭＩ　ＭＯＲＯＭＩＳＡＴＯ　ＫＯＨＡＴＳＵ　ＤＥ　ＳＵＤＡ
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６１６号
神奈川県平塚市徳延402番地の２　ミントハウス202、前住所神奈川県平塚市徳延231番地の１　プラーズ徳延207号
債務者　中村　　等
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６２３号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目１番５―103号　サウス鴨宮
債務者　金原健太こと　金　　健太
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１０号
神奈川県伊勢原市白根319番地の４　コーポ白根201号
債務者　高橋かおり（旧姓東海林・小野寺）
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２０号
神奈川県平塚市山下726番地　県営平塚山下アパート８―305
債務者　渡邊　真希
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７号
神奈川県秦野市南矢名４丁目26番２―201号、前住所神奈川県秦野市鶴巻北２丁目８番９―401号
債務者　田中ラウルこと　ＴＡＮＡＫＡ　ＧＵＺＭＡＮ　ＶＩＣＴＯＲ　ＲＡＵＬ
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部